

南丹市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

1. 改定の経緯

新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年3月に京都府は、府行動計画を改定した。これらを受け、当市の新型コロナ対応にて整理された課題や反省や専門家からの意見をもとに、市行動計画を改定する。

2. 新型コロナ対応の課題

〈市民生活〉

・医療逼迫 ・情報伝達の混乱 ・自宅療養者の生活支援不足 ・高齢者移設等でのクラスター

〈市の対応〉

・行動計画の想定を超える感染状況、情報、感染防止、集団予防接種、長期にわたるなど保健衛生部局に対応が集中し過ぎ、行動計画にもとづく実施体制に課題があった。

3. 主な改定のポイント

従来の「感染拡大を抑える計画」から、「社会機能を維持しながら被害を最小化する」計画へ転換。発生直後の対応中心から、平時の備えを重視し、有事の際に全職員が機敏にかつ臨機応変に動ける計画へ見直した。

〈平時の準備の充実〉

・新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も想定
・準備期の取組を充実

計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第2部 総論 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 対策の目的及び基本的な戦略

第2節 対策の基本的考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

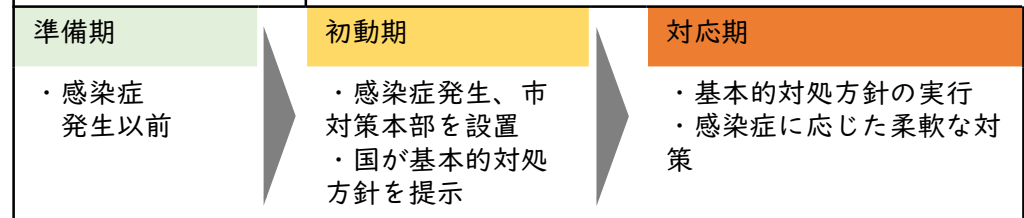
第5節 対策推進のための役割分担

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第3部 各論 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

各対策項目の考え方及び取組	
基本項目	対策
1) 実施体制	事前準備の進捗管理、関係者、庁内の連携
2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	発生前、発生時の市民等への情報提供 双方向のコミュニケーション
3) まん延防止	医療のひっ迫防止のため、感染拡大のスピードやピークを遅らせる。
4) ワクチン	接種体制の構築に必要な準備、訓練 集団接種業務に転用できる平時のDX化
5) 保健	有事に備えた余力の確保
6) 物資	感染症対策物資等の備蓄
7) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	住民の生活の安定の確保を対象とした対応 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

発生段階の区分



新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

段階	準備期	初動期	対応期
1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時に備えた全庁一体の体制整備 ・訓練の実施・業務継続計画の作成・人材の養成 ・市対策会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた支対策本部の設置及び総合的・効果的な全庁的な対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大状況に応じた適切な対策の実施 ・応援要請職員の派遣、応援への対応 ・必要な財政上の措置 ・対策本部の廃止
2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する情報提供共有体制の整備 ・コールセンターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した感染症の特性や対策等の情報提供・共有 ・コールセンターの設置 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供・共有による適切な判断・行動の促進 ・コールセンターの継続 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延予防対策の準備 	
4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な資材の確保、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種開始に向けた調整 ・特定接種と住民接種の準備 ・全庁的な実施体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の方針を住まえた接種の実施 ・特定接種と住民接種の実施
5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の備えた余力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・府が実施する健康観察等に協力 	
6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄と補充 		
7) 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・衛生用品や食料等、生活必需品等の備蓄、市民への推奨 ・要配慮者への生活支援 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の安定供給に係る呼びかけ ・遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みの実施 ・心身への影響に関する施策 ・高齢者、障害者等の要配慮者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資の価格の安定等 ・埋葬、火葬の特例